

指名停止措置情報の公表について

対象事業者名	対象事業者住所	措置期間	措置対象区域	措置理由	措置要件	競争参加資格の種類
株式会社ジェイアール東日本企画	東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 5 番 5 号	令和7年11月14日 ～ 令和8年8月13日 (9ヶ月)	関東運輸局管内	国土交通本省及び観光庁が令和 5 年度に交付した補助金 2 件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していたため指名停止の措置を行う。	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」(平成9 年 5 月30 日付け官会第 1242 号)別表第 2 第 15 号(不正又は不誠実な行為)に該当	物品役務等
株式会社南山開発	沖縄県那覇市小禄 1 丁目 1 2 番 2 9 号	令和8年7月17日 ～ 令和8年11月16日 (4ヶ月)	関東運輸局管内	当該社は、令和 4 年度から令和 6 年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 3 月 2 4 日に沖縄県知事より 3 0 日間の営業停止処分を受けたため。	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」(平成9 年 5 月30 日付け官会第 1242 号)別表第 2 第 13 号(建設業法違反)に該当	建設工事
アメリカンエンジニアリングコーポレーション	沖縄県宜野湾市大山 7 - 1 1 - 4 7	令和8年7月24日 ～ 令和8年9月23日 (2ヶ月)	関東運輸局管内	当該社は、過去 3 事業年度（令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 3 1 日まで）において、主任技術者または監理技術者となり得る資格等（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ及び同法第 1 5 条第 2 号ロの規定に基づく実務の経験を含む。）を持たない者を主任技術者または監理技術者として工事現場に設置していた。このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 6 月 5 日に建設業許可部局（沖縄総合事務局）より 2 2 日間の営業停止処分を受けたため。	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」(平成9 年 5 月30 日付け官会第 1242 号)別表第 2 第 13 号(建設業法違反)に該当	建設工事
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町 1 - 3 - 1	令和8年8月7日 ～ 令和8年10月6日 (2ヶ月)	関東運輸局管内	当該社の社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、当該社に落札させたとして、令和 8 年 6 月 1 6 日、群馬県警察に公競売入札妨害の疑いで逮捕されたため。	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」(平成9 年 5 月30 日付け官会第 1242 号)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当	物品役務等

東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区内幸町 1－1－3	令和8年8月7日　～　令和8年10月6日 (2ヶ月)	関東運輸局管内	当該社の社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員が非公表の設計金額を漏らし、株式会社東京エネシスに落札させたとして、令和 8 年 6 月 1 6 日、群馬県警察に公競売入札妨害の疑いで逮捕されたため。	「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」(平成9 年 5 月 30 日付け官会第 1242 号)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当	物品役務等
-----------------	------------------	-------------------------------	---------	--	--	-------